

## 清掃業務委託指名基準

第1条 委託料の予定価格が20万円以下の清掃業務の指名は次のとおりとする。

- ① 個人又は行政区等の営利を目的としない団体等（1号事業者という。）
- ② 指名を受けようとする団体等（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業を営む個人及び民法等の法律に基づき設立された法人」を言う。以下同じ）の代表者が、法第7条で言う建築物環境衛生監理技術者の資格を有する者、又は同資格を有する従業員を雇用し、かつ清掃業務を行うための機械器具を有する団体等（以下「2号事業者」という。）
- ③ 2号事業者で法第12条の2第2項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けた事業者（以下「3号事業者」という。）

第2条 委託料の予定価格が20万円を超え50万円以下の清掃業務の指名は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 2号事業者
- ② 3号事業者

第3条 委託料の予定価格が50万円を超え200万円以下の清掃業務の指名は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 2号事業者で清掃業務を指名審査日以前2ヶ年(730日)以上継続している事業者
- ② 3号事業者

第4条 委託料の予定価格が200万円を超える清掃業務の指名は3号事業者とする。

第5条 委託料の予定価格が清掃業務とその他の業務で構成されている場合におけるこの基準の適用は、清掃業務に係る部分の予定価格をもって適用する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日以降に契約する清掃業務について適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から適用する。